

国民体育大会「ふるさと選手制度」登録等について(成年選手)

1 国体開催県と登録例

平成	26年	27年	28年	29年	30年	31年	32年	33年	34年
国体	69回	70回	71回	72回	73回	74回	75回	76回	77回
開催県(本大会)	長崎	和歌山	岩手	愛媛	福井	茨城	鹿児島	三重	栃木
「ふるさと」登録例1	○(登録)	—	○(登録)	—	○(登録)				
申請届用紙	様式1-A		様式1-B		様式1-B				
利用状況	1回目①		1回目②		1回目③				
「ふるさと」登録例2	○(登録)	—	—	○(登録)	○(登録)	—	—	3回目の登録はできない	
登録用紙	様式1-A			様式1-A	様式1-B				
利用状況	1回目①			2回目①	2回目②				

2 「ふるさと選手制度」使用に係る留意事項

- 1) 「ふるさと」とは、卒業中学校または卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。
(高等専門学校、通信による教育を行う課程、高等学校の専攻科・別科を卒業した者は、該当しない。)
※なお、JOCエリートアカデミーに関わる選手(少年種別も含む)については、特例措置として取り扱う。(第65回大会より)
- 2) 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。
なお、一度登録した「ふるさと」登録都道府県は、変更できないものとする。
- 3) 「ふるさと選手制度」の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。(登録例参照)
- 4) 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項(1)-1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。
- 5) 「ふるさと選手制度」の登録は、毎年行うものとする。

3 成年選手の出場可能都道府県(「ふるさと選手制度」活用を除く)

- 1) 住所に関する届出をしている都道府県(生活の拠点)
- 2) 勤務地の都道府県(大学の所在地は含まれない)

以上の条件をみたしていること。